

奈良県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、宝池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年七月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	大門 正司	宇陀市室生向湊四二二九
〃	浦中 章正	〃 二二二七
〃	飯降 総治	〃 四二六一
〃	上田 義尚	〃 四一四〇
〃	野田 隆志	〃 三四二〇
〃	中村 好	〃 三四五八
〃	井戸上 正三	〃 四〇〇三
〃	出口 和子	〃 四〇九六
〃	広島 勝彦	〃 三六一五
〃	滝倉 勲	〃 三四五
監事	西山 悦司	〃 三八五五
〃	福井 賢司	〃 七一八
〃	岡本 安弘	〃 三一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	上田 徳	宇陀市室生向湊四一四〇
〃	飯降 桂次	〃 三六六〇
〃	曾良 幸雄	〃 四二二五
〃	福西 正直	〃 四四三六
〃	飯降 博文	〃 四一七六
〃	今西 一徳	〃 三四六一
〃	寺井 勝利	〃 三九六五
〃	小広 善哉	〃 四一〇三
〃	竜本 勝治	〃 三八五一

〃 〃 監事 〃

岡本 大門 野田 倉本
安弘 正司 隆志 忠弘

〃 〃 〃 〃

三一五 四二二九 三四二〇 七四四